

政令第三百六十号

著作権法施行令の一部を改正する政令（抄）

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第七條及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二」を「第二章」に、「第二章」を「第三章」に、

「第三章 美術の著作物等の譲渡等

第四章 送信の障害の防止等のた

の申出に伴う複製等について講ずべき措置（第七条の二）

「第四章 原作品展示者に準ずる者及び美術

めの複製に係る特定送信等（第七条の三・第七条の四）

第五章 電子計算機による情報処理及びそ

の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置（第七条の二・第七条の三）

「第

の結果の提供等の基準（第七条の四）

に改め、第

五章 送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準（第七条の五）

を削り、「第七章」を「第六章

六章 著作物等の送信の受信に準ずる行為（第七条の六）

」

「に、「第七条の七」を「第七条の五」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第九章」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七條の九）」を

「第十章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七條の九）」を
第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等（第五十七條の十―第五十

九）に改める。

七條の十五）」

（略）

第四十九條の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同條中「提出しなければ」を「提出するとともに、これを公表しなければ」に改める。

第五十七條の七第二項中「廃止」を「規定による廃止」に改める。

第五十七條の八第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の提出を拒んだ」を「を提出せず、若しくは同條の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同條の規定による勧告に従わなかつた」に改め、同條第二項中「指定」を「規定による指定」に改め

る。

第十一章を第十章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等

(業務規程)

第五十七条の十 法第四百四条の十四第一項の補償金関係業務の執行に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）には、同条第二項に規定するもののほか、法第四百四条の十五第一項の事業のための支出に関する事項を含むものとする。

2 前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

（著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出方法）

第五十七条の十一 法第四百四条の十五第一項の事業のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

(著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取)

第五十七条の十二 指定管理団体（法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、法第百四条の十五第一項の事業を実施しようとするときは、当該事業が権利者（法第百四条の十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならない。

(業務の休廃止)

第五十七条の十三 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由
- 二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日（第三項において「廃止の日」という。）
- 三 権利者に対する措置
- 四 法第百四条の十五第一項の事業のための支出に関する措置

2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。

3 法第百四条の十一第一項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。

(指定の取消し)

第五十七条の十四 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十

一 第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 法第百四条の十二各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。

二 法第百四条の十四第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで補償金関係業務を行つたとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。

三 法第百四条の十五第三項の規定による命令に違反したとき。

四 法第百四条の十六の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による勧告に従わなかつたとき。

五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。

六 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。

七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

2 文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(準用)

第五十七条の十五 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項の」とあるのは「法第四百四条の十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に（法第四百四条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 目次の改正規定（「第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七條の九）」を「第十章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七條の五―第五十七條の九）」を

第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等（第五十七條の十―第五十七條の九）に改める部分に限る。）、「第四十九條の改正規定及び第十一章を第十章とし、同章五十七條の十五）」

の次に一章を加える改正規定 著作権法の一部を改正する法律（附則第三項において「改正法」という。） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(略)

理由

著作権法の一部を改正する法律の施行に伴い、図書館等に類する外国の施設、原作品展示者に準ずる者、電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準等を定めるとともに、授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等に関し規定の整備を行う等の必要があるからである。